

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成27年9月14日 11時30分ごろ
発生場所	長崎県長崎市野母埼 ^の 南方沖1km付近 (概位 北緯32°33.8′ 東経129°44.4′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、釣りをして錨泊中、転覆した。
事故調査の経過	平成27年9月15日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、全長2.65m
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	船外機が濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、操縦者のほかに知人1人が同乗しており、本事故発生前、操縦者が船尾右舷側で、同乗者が船首左舷側でそれぞれ座って釣りをしていたところ、同乗者が船首右舷側に移動した際、船体が右舷側に大きく傾き、転覆した。
分析	本船は、同乗者が、左舷側から右舷側に移動したことから、船体の重心が右舷側に偏り、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、同乗者が左舷側から右舷側に移動したため、船体の重心が右舷側に偏って右舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートは、船体の幅が狭く軽量なため傾きやすいので、片舷に人が寄らないようにし、また、移動する際にも傾斜に注意すること。